

指 消 函

令和7年(2025年)7月24日

総務常任委員会委員 各位

消 防 長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

個人情報を含む文書の紛失について

(消防本部指導課)

個人情報を含む文書の紛失について

1 概要

消防本部指導課において、事業所の消防設備改修工事に伴い、工事着手前に消防設備士から届出された工事整備対象設備等着工届出書および工事の完了後に事業所関係者から届出された消防用設備等設置届出書の紛失が発覚した。

なお、本件に関する被害および第三者からの通報は、確認されていない。

2 主な経過

着工届出書は令和6年9月10日、設置届出書は同年11月29日に指導課へ届出されており、設置検査を同年12月3日に担当職員が実施した。

検査の結果、消防設備の一部に不備事項があったため、改修後に再検査を行うこととし、本届出書を消防本部内執務室に持ち帰り、担当職員が保管していた。

その後、担当職員が長期休暇となり、引継ぎが十分に行われず、工事進捗等の確認もできないまま、期間が経過した。

令和7年7月15日に、他職員が事業所の消防設備定期点検による一部不備の内容を事業所関係者に確認したところ、12月3日の設置検査における処理が終わっていないことに気づき、本届出書を執務室内で搜索したが、発見に至らず、紛失したことが判明した。

3 紛失文書と個人情報の内容

(1) 工事整備対象設備等着工届出書

個人情報の内容 消防設備士の氏名、住所、資格（1名）

(2) 消防用設備等設置届出書

個人情報の内容 消防設備士の氏名、住所、資格（同上）

4 紛失の原因

- ・ 検査後の処理について、進捗状況の管理を十分に行わなかったこと。
- ・ 文書の管理方法について、職員への教育が不十分だったこと。
- ・ 完結まで期間がかかる文書の管理が不適切であったこと。
- ・ 長期休暇の際に、業務の引継ぎを十分に行えなかったこと。

これらの原因が複合して個人情報を含む文書の紛失に至ったと考えられる。

5 消防本部の対応

令和7年7月18日に、事業所関係者および消防設備士に経過を説明するとともに謝罪した。

6 再発防止策

所属職員に対し、文書の管理方法および個人情報の適正管理について徹底するとともに、処理を速やかに行うよう指導した。

また、長期休暇時には確実に業務を引き継げるような体制とし、再発防止に努める。